

## ■2023年度S日程 卒業見込者特別入学試験・一般入学試験

### 「小論文」問題の出題趣旨・解説

#### 【出題趣旨】

〔問〕は、問題文を読解し、①グローバル展開するビジネスが生み出す深刻な人権侵害、②「ビジネスと人権に関する指導原則」の採択、国連責任投資原則の発足、企業人権ベンチマークの結成等の国際的な対応、③それらが企業に与える影響等を正確に理解し、それを踏まえて、今後日本の企業はどのような人権問題にどのような方法で対応すべきかについて、自分自身の見解を論理的・説得的に論述する能力を問うものである。受験者には法曹を目指すために必要な読解力、思考力、論理的・説得的な文章表現力を求めている。

#### 【解説】

##### 1 解答にあたっての注意事項と解答方法について

解答にあたっては、問題表紙に、①解答の訂正方法(斜線又は横線での消去と次のマス目からの書き直し)、及び、②記入方法(記入欄・横書き)が指示されており、当然それに従った解答が求められる。

この指示に従っていない場合、例えば、訂正した同じマス目の中や余白に訂正後の解答を書いたり、解答欄外に訂正後の解答を書いたりするなど、指示に従わずに解答を訂正している場合は、その部分は記入がないものとみなすなどして採点を行った。

また、誤字・脱字は言うまでもなく日本語能力の問題であり、採点基準に含めている。

##### 2 〔問〕について

設問は、「グローバル展開するビジネスが生み出す人権侵害」を踏まえて、今後「日本の企業」が「どのような人権問題」に「どのような方法で対応すべきか」についての、自分自身の見解を問うものであり、したがって、受験者には、本文の中で筆者が紹介している、ビジネスと人権に関する指導原則、国連責任投資原則、企業人権ベンチマーク等が企業に対して求めていることも参考にしながら、これについて自分の見解を述べることが求められている。答案の中には、1)本文の内容の要約、2)国・政府が対応すべきこと、3)グローバル展開するビジネスが生み出す人権侵害とは関係のない問題への対応等、設問からはずれた記述も見られたが、これらの記述は加点の対象としなかった。

以 上